

回 覧 平成30年7月15日(三股町)代表 ☎ 5 2 - 1 1 1 1

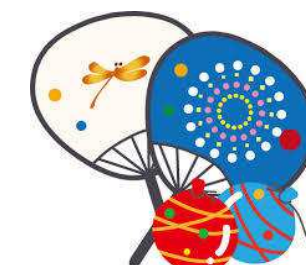
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
＜お詫び＞	1	◆固定資産税の課税誤りに関するご報告とお詫び
＜募 集＞	1	◆臨時（パート）職員を募集します
＜催 し＞	2	◆「第133回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します
＜お知らせ＞	2	◆町長選挙・町議会議員補欠選挙が行われます
	3	◆町職員採用試験を実施します
	5	◆「ごみ減量化講習会」を開催します ◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します
	6	◆下水道（農業集落排水を含む）や浄化槽に油を流さない でください ◆「町民総合スポーツ祭」のミニバレーボール大会を開催 します
	7	◆戦没者慰霊と平和祈念のサイレンを吹鳴 ^{すいめい} します ◆「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集 しています
	8	◆「消費生活セミナー」を開催します ◆「宮崎県就職説明会」を開催します
	9	◆家内労働（内職）情報のお知らせ
＜保健と福祉＞ （高齢者）	9	◆80歳以上の人に敬老祝い金を支給します



【分 類】	【No.】	【内 容】
＜保健と福祉＞ （一 般）	10	◆国民健康保険被保険者証の切り替えを行います
＜農林畜産業関連＞	11	◆8月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容のお知らせ ◆毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
	12	◆「殿岡生活改善センター」をご利用ください ◆休耕田での加工用米と新規需要米（WCS用稲など）の肥培 管理をお願いします
	13	◆サトイモ疫病対策にご協力ください ◆サトイモ疫病対策に係る支援事業を行います
＜相 談＞	14	◆「行政相談」を実施します ◆「人権相談」を実施します
	15	◆町福祉・消費生活相談センター 「消費生活無料法律相談」を実施します ◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



お詫びと訂正

◆ 固定資産税の課税誤りに関するご報告とお詫び

固定資産税における家屋の評価におきまして、次のとおり平成30年度の固定資産税の課税額に誤りがあることが判明しました。

【誤りの内容】

- ① 在来分の木造家屋の評点単価 0.99 円とするところ、当町の電算システム上 0.94 円と誤って適用した。
- ② 一部異動のあった家屋の補正率を誤ったために、評価額が変動した。

【誤りの原因】

担当係職員が、当初課税のデータを検証するときに、内容の確認を怠ったため。

【対象となる人】（ ）内は影響額

影響のある人（全体）	4,171人	（ 11,412,800円）
税額が増える人	4,150人	（ 11,466,300円）
税額が減る人	21人	（ 53,500円）

【今後の対応】

- ・固定資産税額を誤っていた人には、「お詫び文」、「更正通知書」を7月中に送付し、課税額が誤っていることをご連絡させていただきます。
- ・納入方法が納付書の人には、第2期以降分で変更後の納付書を送付させていただきます。
- ・口座振替で納付いただいた人には、振替事務が済んでいることから、第2期以降分を修正させていただきます。

【再発防止策】

電算システムチェック体制の強化、関係法令の確認の徹底など事務処理体制の見直しを徹底して行います。

【お詫び】

適正な課税をしなければならない税務行政にあって、その信頼を著しく損ねましたことを深くお詫び申し上げます。このような事態を厳正に受け止め、再発防止策に万全を期し、町民の皆さまの信頼回復に向け全力で取り組んでいく所存です。

この度の課税誤りにより、町民の皆様に対しまして、多大なるご迷惑をおかけしましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。

本当に申し訳ありませんでした。

※お問い合わせは、 税務財政課 資産税係（1階 ⑤番窓口）

☎：52－9636（直通）をお願いします。

募 集

◆ 臨時（パート）職員を募集します

町役場選挙事務補助の臨時職員を募集します。希望する人は、市販の履歴書（A4判）に必要事項を記入して、総務課 職員係まで提出してください。

■雇用期間＝ 8月7日（火曜日）～9月14日（金曜日）※予定

■勤務時間＝ 午前10時～午後4時（休憩時間1時間）
※ただし、9月4日（火曜日）～9月8日（土曜日）は、
午前8時30分～午後8時30分、
9月9日（日曜日）は、午前9時～選挙事務終了の勤務になる予定です。

■休 日＝ 土曜、日曜、祝日（ただし9月8日・9日は勤務日になります）

■雇用条件＝ 次の①～③の条件を満たす人（ただし、学生は不可）
①パソコン入力ができること
②時間外勤務が可能なこと
③土曜、日曜に勤務可能なこと（9月8日・9日のみ）

■業務内容＝ 選挙事務補助

■提出期限＝ 7月30日（月）
※定員に達し次第募集終了とさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■提出場所＝ 総務課 職員係（役場2階 ⑦番窓口）

※お問い合わせは 総務課 職員係（2階 ⑦番窓口）

☎：52－1113（直通）

をお願いします。



催 し

◆「第 1 3 3 回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	7 月 2 2 日（日） 【毎月第 4 日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前 8 時～ 1 0 時 3 0 分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （ J R 三股駅東隣）

今月も皆さんに楽しんでもらえるイベントを企画中です！
もちろん、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品もたくさん販売されます。さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみガラポン抽選会も行います。
毎月第 4 日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券 1 枚で 1 ポイントがもらえます。2 0 ポイントためると朝市で使える 5 0 0 円分の商品券と交換します。

●新しくなった！お楽しみ抽選会

上記のポイント引換券にて、3 店舗分の引換券で 1 回ガラポン抽選ができます。空くじなしの運試し！

『抽選会は、8 時 3 0 分～ 1 0 時ごろまで』

●ジェルキャンドル作り体験！

8 時 3 0 分～ 先着 2 0 人限定 参加費 5 0 0 円

ガラス瓶に、色砂・魚のガラス細工などを入れて自分だけのキャンドルを作ろう！詳細は、チラシまたは「よかもんや」までご確認・お問い合わせください。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。
※新規出店者〔出店料 5 0 0 円(会費)／ 1 0 0 0 円(非会員)〕も募集しています。
※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館「よかもんや」へ

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」

☎：5 2－3 1 3 1

または、町物産館よかもんや公式サイト mimatan.com
をお願いします。



お知らせ

◆町長選挙・町議会議員補欠選挙が行われます



町長選挙および町議会議員補欠選挙の投票日は 9 月 9 日（日）です。

■立候補者説明会

日 時： 8 月 1 6 日（木）午前 1 0 時～

場 所： 町役場 4 階第 1 会議室

■立候補届け出の受け付け

日 時： 9 月 4 日（火）午前 8 時 3 0 分～午後 5 時

場 所： 町役場 4 階第 2 会議室

■投票所について

当日の投票所は次のとおりです。

・投票所〔9 月 9 日(日)選挙当日〕

投 票 地 区	投 票 所
山王原、仲町	第 1 地区分館
上米、中米、櫟田、谷	第 2 地区交流プラザ
小鷺巣、寺柱、大鷺巣、高畑	第 3 地区分館
田上、梶山	第 4 地区分館
轟木、仮屋、大野、大八重、内之木場	第 5 地区分館
勝岡、前目、餅原、三原	第 6 地区分館
上新馬場、下新馬場	第 7 地区分館
東原、稗田	第 8 地区分館
東植木、西植木	三股町西部地区体育館
蓼池	蓼池児童館
今市、中原、花見原	三股西小学校体育館

■期日前投票は次のとおりです。

【町役場 1 階ロビー】

日 時： 9 月 5 日(水)～ 8 日(土) 午前 8 時 3 0 分～午後 8 時

【第 6 地区分館】

日 時： 9 月 5 日(水) 午後 3 時～午後 7 時 4 5 分

【三股町西部地区体育館】

日 時： 9 月 6 日(木) 午後 3 時～午後 7 時 4 5 分

【三股駅多目的ホール】

日 時： 9 月 7 日(金) 午前 1 0 時～午後 7 時 4 5 分

※お問い合わせは 町選挙管理委員会事務局 ☎：5 2－1 1 1 2（直通）
をお願いします。

◆ 町職員採用試験を実施します

町では、平成30年度の町職員採用試験を次のとおり実施します。

1. 採用試験の種類、職種、採用予定人員・職務の内容

種類	職種	採用予定人員	職務の内容
初 級	一般事務（A）	若 干 名	町長部局などに勤務し、一般事務に従事します。
	土 木 （B）	1 名	町長部局などに勤務し、専門的業務または一般事務に従事します。

2. 受験資格（学歴は問いません）

（1）年 齢

試験の種類	受 験 資 格
初 級	昭和63年4月2日～平成13年4月1日 までに生まれた人

（2）次のいずれかに一つでも該当する人は受験できません。

- （ア）日本国籍を有しない
- （イ）成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む）
- （ウ）禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- （エ）三股町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- （オ）日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3. 試験の日時、場所および合格発表

試 験	試 験 の 日 時	試 験 場	合 格 発 表
1 次試験	9月16日（日） 午前7時30分 受付開始 午前8時10分 着 席 午前8時30分 試験開始 午後1時10分 試験終了	・町役場 ・町総合福祉センター「元気の杜」 ・町中央公民館	10月上旬に役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
2 次試験	10月中～下旬に1次試験合格者に対して行います。	・町役場	11月中～下旬に役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

（注）1次試験合格者は、10月上旬に町の公式サイトに掲示します。

4. 試験の方法

高等学校卒業程度の試験（初級試験）を次のとおり実施します。

試 験	試験科目	内 容
1 次試験	教養試験	時事、社会、人文に関する一般知識に関する問題（13問）（「自然に関する一般知識」）の出題はありません） 文章理解、判断、数的推理、資料解釈に関する力を問う問題（27問）
	職場適応性検査	職務や対人関係に関連する性格の面から職場への適応性をみるもの
	専門試験（土木のみ）	専門的知識、技術その他の能力についての多枝選択式による筆記試験 （出題分野は別表のとおり）
	作文試験（一般事務のみ）	表現力、課題に対する理解力その他の能力についての記述式による筆記試験
2 次試験	人物試験	面接試験

別表 専門試験の出題分野

試験の種類	出 題 分 野
土 木 （B）	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工

5. 受験手続

(1) 申込用紙請求先など

ア. 申込用紙の交付場所

町役場 総務課 職員係（2階 ⑦番窓口）

イ. 郵便による申込用紙の請求方法

請求先 〒889-1995

宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 三股町役場 総務課 職員係

封筒の表に「**受験申込書 請求**」と朱書きし、**140円切手**を貼った宛先明記の**返信用封筒（A4判が入る大きさの封筒）**を必ず同封し、町役場 総務課 職員係に請求してください。

なお、**郵送にかかる往復の日数を十分考慮してください。**

(2) 申込用紙の提出先・申込手続

ア. 提出先

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

三股町役場 総務課 職員係（2階 ⑦番窓口）

イ. 申込手続

所定の申込用紙に必要事項（申込用紙の「郵便はがき」欄に、受験者の氏名と住所を忘れずに書いてください）を記入して、3カ月以内に撮影した写真と**62円切手**を所定の位置に貼って提出してください。写真の貼っていないもの、職種の記入のないものは、受け付けることができない場合がありますので注意してください。

(注) 郵送する場合は必ず郵便局の窓口で**簡易書留郵便**にしてください。その際、郵便局窓口で交付される「**書留郵便物受領証**」は、受験票が到着するまで大切に保管しておいてください。なお、封筒の表には、「**三股町職員採用試験受験**」と朱書きしてください。

(3) 受付期間

7月17日（火）～8月3日（金）

○町役場受付期間 午前8時30分～午後5時まで
（土曜、日曜と祝日は除く）

○郵送の場合 8月3日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。8月24日（金）までに受験票が到着しない場合は、町役場 総務課 職員係（☎：52-1113）に連絡してください。

6. 合格から採用まで

最終合格者を採用候補者名簿に登載し、その中から任命権者によって採用が決定されます。

この名簿からの採用は、原則として平成31年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、**合格者は採用予定者より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。**

7. 緊急時の試験関係情報の提供

災害などによる試験日程の変更やその他の緊急連絡を、町の公式サイトと県町村会の公式サイトに掲載することがあります。アドレスは次のとおりです。

・町公式サイトアドレス <http://www.town.mimata.lg.jp/>

・県町村会公式サイトアドレス <http://www.myzck.gr.jp/>



※お申し込み・お問い合わせは、

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

総務課 職員係（2階 ⑦番窓口）

☎：52-1113（直通）をお願いします。

◆「ごみ減量化講習会」を開催します

環境保全に対する意識を高めるために、ごみ減量化講習会を次のとおり開催します。誰でも参加できますので、気軽にお申し込みください。

この講習会を受講することが、生ごみ処理容器無償貸与事業の申し込み要件となります。

生ごみ処理容器の無償貸し出しを希望する人は、必ず受講してください。

開催日	8月24日（金）
時間	午前10時～11時30分
場所	町役場 4階 第1会議室
内容	「家庭から出るごみの減量化、コンポストを利用した生ごみの堆肥化について」 「屋外用のコンポスト容器や室内用のぼかし容器の上手な使い方」などを予定しています。
申し込み方法	直接窓口または電話でお申し込みください。
申込期限	7月27日（金）※期限厳守 ただし、定数に達し次第、締め切ります。



※お申し込み・お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階⑨番窓口）
☎：52－9082（直通）をお願いします。

◆ 生ごみ処理容器を無償で貸し出します

ごみの減量化を図るために、一般家庭から出る生ごみを堆肥化または肥料化して自家処理をする「生ごみ処理容器」を無償で貸し出します。

生ごみ処理容器の貸し出しを希望する人は、環境保全係までお申し込みください。



申し込み要件

次の1～6を満たすこと

1. 町内に住民票があり、現在も住んでいること。
2. 町から生ごみ処理機の補助を受けたことがない世帯。
3. 町が実施する「ごみ減量化講習会」(左ページ参照)を受講すること。
4. 生ごみを堆肥化または肥料化したものを自家処理すること。
5. コンポスト容器を希望する場合は、設置できる土地があること。
6. 生ごみ処理容器の使用状況などのアンケートに協力すること。

申し込み方法

「三股町生ごみ処理容器無償貸与申込書兼確約書」に必要事項を記入、捺印のうえ、町環境水道課 環境保全係の窓口にお申し込みください。

生ごみ処理容器

【屋外用】コンポスト容器（1個）、または【屋内用】ボカシ容器（2個以内）のいずれかになります。

※本年度に貸し出しできる個数は、コンポスト容器20個程度・ボカシ容器10個程度です。

コンポスト容器
高さ：約670mm
最大直径：約650mm



ボカシ容器
高さ：約420mm
縦・横：約300mm



※お申し込み・お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階⑨番窓口）
☎：52－9082（直通）をお願いします。

◆下水道（農業集落排水を含む）や浄化槽に油を流さない てください

先日、下水道マンホール内で油の固まり（オイルボール）が発見されました。油脂類は水分と分離することから、油だけで固まり下水道管を詰まらせる原因となります。

本町の下水道管は生活雑排水のみを流す設備なので、直径15センチ程度と大きくはありません。このパイプが油の固まりで徐々に詰まり、最終的に流れなくなってしまいます。

下水道管が詰まると下水道の復旧に長い時間がかかることになり、利用者に大きな迷惑をおかけすることになります。

また、浄化槽に油を流すと油が固まり浄化槽内のろ床やパイプ類に詰まるなど、機能低下を起し悪臭の原因になります。

油類を捨てるときには、ごみの出し方のルールを守って正しく処理しましょう。

【油の捨て方】

① フライパンや天ぷら鍋などを洗うときは廃油を別容器に移し、古新聞などでふき取ってから洗いましょう。

② 古い新聞や布などに染み込ませて「燃えるごみ」として出す。

③ 凝固剤で固めて「燃えるごみ」で出す。



※お問い合わせは、

下水道に関することは、環境水道課 下水道係（2階 ⑨番窓口）

☎：52-9083（直通）

浄化槽に関することは、環境水道課 環境保全係（2階 ⑨番窓口）

☎：52-9082（直通） お願いします。

◆「町民総合スポーツ祭」のミニバレーボール大会 を開催します

町制施行70周年記念事業として、第11回みまた町民総合スポーツ祭のミニバレーボール大会を開催します。気持ちのいい汗を流しませんか？

■大会期日＝ 9月30日（日）

■競技会場＝ 町武道体育館

■集合時間＝ 午前8時30分

■参加資格＝ スポーツ保険に加入していること

■参加費＝ 無料

■申込先＝ 町教育委員会 教育課 スポーツ振興係

■申込締切＝ 8月17日（金）

■その他

※1チーム4人以上で申し込んでください。

※8月31日（金）午後7時から代表者会議を行いますので、各チームの代表者は出席してください。

※この大会のチーム編成（年齢・性別によるハンディキャップ）、競技方法、競技規則、大会運営などは、大会要項および代表者会議の申し合わせで実施します。

※お申し込み・お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 スポーツ振興係（町中央公民館内）

☎：52-9312 ファクス：52-9724

をお願いします。



◆ 戦没者慰霊と平和祈念のサイレンを吹鳴します

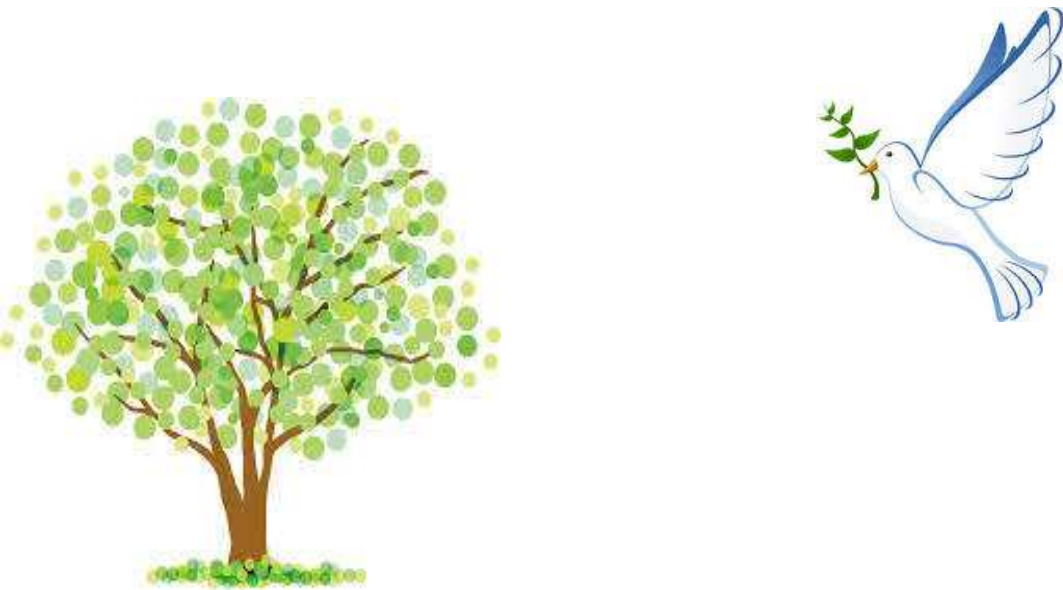
終戦から73周年を迎えるに当たり、戦没者の慰霊と世界恒久平和の実現を祈念するために、次のとおりサイレンを吹鳴しますので、黙とうをお願いします。

■広島原爆投下日の黙とう = 8月 6日（月）午前8時15分

■長崎原爆投下日の黙とう = 8月 9日（木）午前11時2分

■終戦記念日の黙とう = 8月15日（水）正午

※いずれも1分間サイレンを吹鳴します。



※お問い合わせは、福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎：52-9061 をお願いします。

◆「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています

日本遺族会は、先の大戦で親族などを亡くした遺児を対象として、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」を行います。

戦没した旧戦域を訪れて慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としていますので、参加を希望する人は宮崎県遺族連合会までお申し込みください。

■募集内容＝

実施地域	募集人員	申込締切
マリアナ諸島	40人	8月10日（金）
トラック・パラオ諸島	40人	8月20日（月）
フィリピン（1次）	120人	9月 3日（月）
ソロモン諸島	20人	9月21日（金）
ミャンマー・タイ	80人	9月27日（木）
マーシャル・ギルバート諸島	40人	11月 9日（金）
台湾・バシー海峡	30人	11月16日（金）
フィリピン（2次）	120人	平成31年1月11日（金）
中国	80人	平成31年1月22日（火）

※このほか、特定地域として①西部ニューギニア ②東部ニューギニア ③ミャンマー の3地域の募集を行う予定です。

※日程、費用などの詳細は日本遺族会にお問い合わせください。



※お問い合わせは、
（一財）日本遺族会 福祉事業部事業課 ☎：03-3261-5521
お申し込みは、
（一財）宮崎県遺族連合会 ☎：0985-22-2858
をお願いします。

◆「消費生活セミナー」を開催します

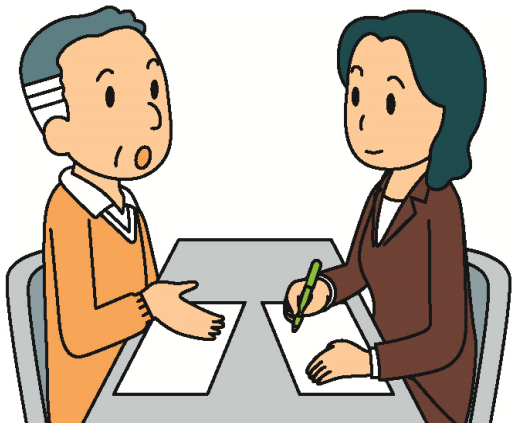
町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターの共催で、次のとおり、消費生活に関するセミナーを開催します。

■日時・場所＝

日 時	場 所	テーマ	定員	申込期間
8月26日（日） 午前10時～正午	都城市コミュニティー センター	子どもにかか るお金	20人	予約が必要。 （各開催日の 1カ月前より 受付可）
10月28日（日） 午前10時～正午	町総合福祉センター （元気の杜）	マイホームと 住宅ローン	20人	
1月27日（日） 午前10時～正午	都城市 祝吉地区公民館	老後の暮らし とお金	20人	

■受講料＝

無料です。



※お問い合わせ・お申し込みは、

町福祉・消費生活相談センター ☎：52－0999

都城市消費生活センター ☎：23－7154

をお願いします。

◆「宮崎県就職説明会」を開催します

県では、“宮崎で働きたい”と考えている人々と“宮崎県民の雇用”を考えている企業との出会いの場として、就職説明会を開催します。

県内で仕事を探している人は、ぜひこの機会をご利用ください。

■会 場＝

都城＝8月16日（木） 都城圏域地場産業振興センター
（都城市都北町5225－1）

小林＝8月 8日（水） 小林市地域・観光交流センター
（小林市細野1829－16）

延岡＝8月10日（金） 延岡総合文化センター
（延岡市東浜砂町611－2）

■開催時間（全会場共通）＝

午後1時30分～4時（受付＝午後1時～）

■対象者・参加手続き＝

・県内企業への就職をご希望の人（年齢は問いません）

※既卒未就職の人、休職活動中の人、転職をお考えの人など、県内で
の就業を希望される人であれば誰でも参加できます。

・来春学校卒業予定の人（高卒卒業予定者を除く）

・参加費無料。事前手続きなどは不要です。

■内 容＝

関心のある参加企業を自由に訪問して、直接、企業の採用担当者から
会社の概要や採用条件などを聞くことができます。また、ハローワー
ク相談コーナーやヤングJOBサポートみやざきコーナーなど、各種
相談コーナーも設置しています。

※お問い合わせは、

県雇用労働政策課 ☎：0985－26－7105

詳しくは、県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎県就職説明会

検索





◆ 家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎ 家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

内職者を募集しています！

仕事によっては細かい作業もあるため、その他の求人条件が加わる場合があります。

7月1日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
部品組立、部品外観検査(キズ汚れ等)	三股町、都城市	1個 0.3～1.8円
婦人服のホック付け、釦付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
ブレザー釦付け・しつけ縫い他	三股町、都城市	1ヶ所 10円～
縫製後の糸切りまとめ作業 (ループ、まつり、ボタン付け、肩パット付け)	三股町、都城市とその近辺	4円～ (宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる)
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 1本 4～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎ 事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。

※お問い合わせは

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号
宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎・ファクス：25-0300
相談日：月～金曜日（土・日・祝日は休みです） 相談時間：午前9時～午後5時
詳しくは宮崎県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索

保健と福祉（高齢者）

◆ 80歳以上の人に敬老祝い金を支給します

8月下旬～9月初旬にかけて、次の年齢の皆さんを対象に敬老祝い金を支給します。

支給年齢	祝金年額
満80歳（※1）	5,000円
満85歳（※2）	5,000円
満88歳(米寿)	1万円
満90歳(卒寿)	1万円
満95歳	1万円
満99歳(白寿)	1万円
満100歳以上	2万円
最高齢	3万円



対象年齢は平成29年7月2日～平成30年7月1日までの期間の満年齢です。

※基準日：7月1日

【参考】

（※1） 満80歳の対象者

昭和12年7月2日～昭和13年7月1日が誕生日の人

（※2） 満85歳の対象者

昭和7年7月2日～昭和8年7月1日が誕生日の人

※お問い合わせは、

福祉課 介護高齢者係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9062（直通）をお願いします。

◆ 国民健康保険被保険者証の切り替えを行います

現在使用中の国民健康保険被保険者証（以下「保険証」）は、7月31日（火）で有効期限が切れ、8月1日（水）以降は使用できなくなります。新しい保険証は7月下旬に郵送します。

古い保険証は、町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）に返却するか、各自の責任で処分してください。

また、入院時の療養などにかかる窓口負担が「限度額まで」となる限度額適用認定証（黄色いカード）などの申請と更新をお願いします。

【注意事項】

区分	保険証	手続きなど
保険税の滞納世帯	郵送しません。	7月下旬に、国保年金係（1階③番窓口）で切り替えを行います。詳しくは対象世帯へ文書で案内します。
町に住民票がない大学生・専門学校生など	保険証は個別に発行しませんので、世帯に送付された保険証を使ってください。	有効期限は平成31年3月31日です。平成31年4月初めに改めて手続きが必要になります。詳しくは世帯主へ文書で案内します。
厚生年金や各種共済組合などの年金を受けている65歳未満の人で①・②のどちらかに当てはまる人	① 年金加入期間が20年以上の人 ② 40歳以降の厚生年金などの年金加入期間が10年以上の人 ①・②のどちらかに当てはまる人は、退職者医療制度の保険証となります。	退職者医療制度は平成27年3月末に廃止されました。ただし、平成27年3月31日（26年度末）までにこの制度に該当した人は、65歳になるまでの間、退職者医療制度の資格が継続します。

※お問い合わせは、町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）
☎52-9631（直通）をお願いします。



8月から、70歳以上の人の自己負担上限額が変わります。

適用区分		外来 （個人ごと）	ひと月の上限額 （世帯ごと）
現役並み	年収約370万円以上 課税所得145万円以上	5万7,600円	8万100円＋ （医療費－26万7,000円）×1% 〈多数回4万4,400円 ※1〉
	年収約156万円～約370万円 課税所得145万円未満	1万4,000円 （年間上限 14万4,000円）	5万7,600円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯		2万4,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）	8,000円	1万5,000円



適用区分		外来 （個人ごと）	ひと月の上限額 （世帯ごと）
現役並み	年収約1160万円以上 課税所得690万円以上	25万2,600円＋（医療費－84万2,000円）×1% 〈多数回14万100円 ※1〉	
	年収約770万円～約1160万円 課税所得380万円以上	16万7,400円＋（医療費－55万8,000円）×1% 〈多数回9万3,000円 ※1〉	
	年収約370万円～約770万円 課税所得145万円以上	8万100円＋（医療費－26万7,000円）×1% 〈多数回4万4,400円 ※1〉	
一般	年収約156万円～約370万円 課税所得145万円未満	1万8,000円 （年間上限 14万4,000円）	5万7,600円 〈多数回4万4,400円 ※1〉
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯		2万4,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）	8,000円	1万5,000円

※1 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。

◆ 8月の農業用廃プラスチック処理業務内容のお知らせ

使用済みのプラスチックは、排出業者（農業者）の責任で適正に処理することが義務付けられています。

☆ 8月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	8月1日（第1水曜日）・8月22日（第4水曜日） 《午後1時30分～3時》 ※平成30年度から、回収時間に変更になっています。 午後3時までの回収となりますので、ご注意ください。 ★雨天時は中止になる場合があります。 ★この日時以外は受け入れできませんので、ご注意ください。
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して20kg程度にひもなどで縛って搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・1kg当たり 6円 ポリ系・・・1kg当たり 23円 硬質プラスチック類・・・1kg当たり 41円
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん（認め印可） をお持ちください。 ★ 処分場内は徐行運転で走行 してください。



◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃棄プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」に交換**します。

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。
適正処理への認識を高めるとともに、この事業に積極的にご参加ください。

◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①農業を営み、町内に住んでいること。
- ②処理日、場所や分別などを守ること。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）

☎：52－9086（直通）をお願いします。



◆ 畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

現在、海外では口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザの発生事例が次々に報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、付着したウイルスの侵入を防ぎましょう。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62－5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）

☎：52－9088（直通）をお願いします。

◆「殿岡生活改善センター」をご利用ください

友人やご家族と一緒に安心・安全な手づくり加工食品を作ってみませんか？

殿岡生活改善センターには、農畜産物などの加工を行うための機械や、食品保存のための真空包装機が設置してあり、手作りのみそ、めんつゆや郷土菓子などを作ることができます。

また、施設内には大会議室や和室も整備してあり、研修会や勉強会などでも利用できます。

【作ることができる加工食品の例】

- ・みそ ・めんつゆ ・すしの具 ・ドライカレー ・麻婆の素
- ・ふくれ菓子 ・かるかん ・たけのこ真空包装 など

※機械の使い方は施設指導員が教えますので、安心してご利用ください。

■利用時間 ＝ 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分（後片付け・事務処理時間を含む）

■休館日 ＝ 土曜・日曜、祝日、年末年始

※機械点検のため、使用できない日があります。

詳しくは、殿岡生活改善センターにお問い合わせください。

●料金表

調理実習 及び 農産物加工 室	みそ加工	1 回	1 グループ	1 万 3, 1 0 0 円	・みそ加工には、 一般的に 2 日間 必要です。 また、前日から 準備が必要なた め、休日明けの利 用はできません。
	みそ加工+その他	1 回	1 グループ	1 万 4, 1 0 0 円	
	その他の加工	午前	1 人	6 0 0 円	
		午後	1 人	6 0 0 円	
		終日	1 人	1, 0 0 0 円	
		午前+ 午後			
大会議室と和室		午前	1 グループ	5 4 0 円	
		午後	1 グループ	5 4 0 円	
		夜間	1 グループ	5 4 0 円	

●加工室を利用するときの注意事項

- ① 準備の都合がありますので、必ず1週間前までに予約をしてください。
（ただし、当日空きがある場合は当日申請でも利用できる場合があります）
- ② 材料は、利用者が購入し、準備してきてください。
（準備するものや購入先が分からない人はお問い合わせください）
- ③ みそ加工は6人以上、めんつゆ作りは4人以上のグループで利用してください。
- ④ 殿岡生活改善センターで加工したものは販売できません。

※お問い合わせは、

殿岡生活改善センター ☎：52-7234
町役場 農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）☎：52-9086
をお願いします。

◆ 休耕田での加工用米と新規需要米（WCS 用稲など）の肥
培管理をお願いします

休耕田で加工用米、WCS 用稲などの水を使う転作作物を作付けするときは、次の点に注意して適切な管理に努めてください。

- ① 水は、水稻区域を優先することに協力してください。
- ② 周囲の田（野菜、飼料作物など）に水が流れてトラブルにならないように、水の管理に注意してください。
- ③ 周囲にわかるよう事前に配布した看板（立札）を設置してください。
- ④ 水門などの開閉は勝手に行わないでください。
- ⑤ 収穫まで適切な肥培管理（あぜの雑草、草取りなど）を行ってください。



※お問い合わせは、町農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）
☎：52-9086 をお願いします。

◆サトイモ疫病対策にご協力ください

県内でサトイモ疫病の発生が確認されました。

町内でサトイモ疫病の発生が確認された場合は、「アミスター20フロアブル」の散布をお願いします。病徴が進行しているときは、1週間の間隔で2回散布してください。なお、ご自身の「ほ場」で発生が確認されるまでは、「ジーファイン水和剤」の予防散布を継続してください。

※「アミスター20フロアブル」は使用回数が3回までに限られていますので、散布回数にご注意ください。

※まん延防止には、継続した防除が必要です。

■重要な取組事項と内容＝

	重要な取組事項	内容
①	排水対策の実施	・排水がよい「ほ場」の選定 ・有機物施用などによる排水性の高い土づくり ・深耕の実施 ・排水路（明渠、暗渠）の確保
②	適正施肥による栄養改善対策	・土壌診断結果に基づく適正施肥（元肥・追肥） ・亜リン酸資材（ホスプラス）の施用
③	薬剤防除	・定期的な薬剤予防散布（ジーファイン） ・発生初期の治療剤散布（アミスター20フロアブル）
④	残さの適正な処分	・収穫後、ロータリーを数回かける ・残さ分解資材投入（スーパーいきいき・分解ヘルパー）投入

農薬は、株元までしっかり散布しましょう！

<疫病の病斑>



○強日射や高温時に農薬を散布すると、薬害が発生することがありますのでご注意ください。

○薬剤を散布する前に、ボトルなど裏面ラベルの内容を確認しましょう。

疑わしい株を見つけたら、北諸県農業改良普及センター(☎38-1554)、農業振興課農政企画係(☎52-1111)、JA 都城(☎38-6691)のいずれかへご連絡ください

◆サトイモ疫病対策に係る支援事業を行います

町内でサトイモ疫病の発生が危ぶまれています。疫病のまん延を防ぐため、今一度、自分のほ場をご確認いただき、農薬散布など万全の対策をお願いします。

県と町農業振興対策協議会は、本年度もサトイモ疫病対策の支援事業を実施します。内容は、サトイモ疫病に効果が期待される農薬などの購入、散布実績や、農薬などの購入に対して補助を行うというものです。

補助金を希望する人は、12月28日（金）までに、町農業振興対策協議会事務局（町農業振興課）までに申請書などの提出をお願いします。

■補助対象農薬など＝（4月以降に購入した次の資材で、平成30年作付のサトイモ疫病防除に使用するものに限りします。

- ① ジーファイン水和剤（予防剤）※申請には、必ず購入・散布が条件です。
- ② アミスター20フロアブル（発生初期の治療剤）※同一「ほ場」に最大3回まで散布。
- ③ スカッシュ（展着剤）
- ④ ホスプラス（亜リン酸資材）
- ⑤ スーパーいきいき（残さ分解資材）
- ⑥ 分解ヘルパー（残さ分解資材）

■申請期限＝12月28日（金）まで

■助成内容＝

補助対象経費は10㎡当たり1万8,000円（税抜き額）を上限とし、県から対象経費の6分の1以内、町農業振興対策協議会から同じく6分の1以内の金額を上限に補助します。

■申請に必要なもの＝

- ・申請書（様式第1号）
- ・サトイモ疫病対策チェックリスト（様式第2号）
- ・農薬などの購入伝票または領収証（レシート可）
- ・補助金入金用の預金通帳

※ サトイモを栽培している人で、町農業振興対策協議会事務局が把握している人に対して、7月初旬に申請書などを郵送しています。なお、案内が届かない人や詳しく知りたい人は、事務局までご連絡ください。

※お問い合わせは、

町農業振興対策協議会事務局

農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9086（直通） にお願ひします。



相 談

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いたうえで、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか。相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。

「行政相談」を次のとおり実施しますので、気軽にご相談ください。

期 日	8月6日（月）、8月20日（月）
時 間	午前10時～正午
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
相 談 委 員	くすめぎ かずあき おおむら たみよし 久寿米木 和明、大村 田三吉

※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑦番窓口）

☎：52－1112（直通）をお願いします。



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブル、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。気軽にご相談ください。

※予約は不要です。相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	8月1日（水）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	たけのした ようこ くろき まさひろ 竹之下 洋子、黒木 正弘 <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

・特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ⑦番窓口）

☎：52－1112（直通）

・常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局

☎：22－0490 をお願いします。





◆ 町福祉・消費生活相談センター
「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	(三股町) 8月9日(木) (都城市) 8月24日(金)
時 間	(三股町) 午後1時30分～4時30分 (都城市) 午後1時～4時
場 所	(三股町) 町福祉・消費生活相談センター (都城市) 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、必ず開催日の前々日まで に事前相談、事前予約が必要です。 ・消費者生活に関する法律相談ですので、個人間ト ラブル、相続、事業者からの相談などは対象外です。 ・日程は都合により変更する場合があります。 ・相談の詳細については、気軽にお問い合わせくだ さい。

※お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999
都城市消費生活センター ☎：23-7154



◆ 「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	8月21日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談・悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。

◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。
また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

○相談日： 毎週月曜・水曜・金曜日
○時 間： 午前9時～午後5時
○場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。

